



SB 34およびAWGハイライト:

2011年6月11日 (土曜日)

コンタクトグループと非公式協議が終日AWG-LCA、AWG-KP、SBI、およびSBSTAの下で行われた。午後からは、COP 17およびCOP/MOP 7次期議長によるオープンエンドな非公式協議が開催され、締約国がダーバンに寄せる期待について話し合いがもたれた。

コンタクトグループおよび非公式協議

附属書 I 国のさらなる約束 (AWG-KP): 午前のコンタクトグループで、AWG-KPのMacey議長が、議論の焦点は: 政治的な問題; 議定書改正に係わる法的問題; スピンオフ・グループの設置になると述べた。政治的な議論を続けるため、会議2週目からは木曜を除き、毎日コンタクトグループを開催することをAWG-KP Macey議長が提案し、締約国もこの案に賛同した。

その後、AWG-KP Macey議長は、Gerhard Loibl (オーストリア)に議定書改正に係わる法的問題に関する協議について報告するよう求めた。進行役のLoiblは、AWG-KP 副議長Diouf Sarrとともに協議を行ったことを指摘し、さらなる協議の継続のための時間を要請した。

ブラジルは、G-77/中国の立場から、議定書の下での第2約束期間にコミットする意思があるかどうか附属書I締約国が政治的に明確に示すことが重要だと強調した。ツバルは、法的問題の議論について、すべての締約国が他国の見解をそれぞれ確実に理解できるようにするため、二国間協議とは違う形態で実施すべきだと述べた。また、スピンオフ・グループの設置については、それらのグループで行われる技術的な議論を議定書の第2約束期間の問題に限定させるという条件で賛成の意を表明した。EUも、法的問題については二国間協議を実施しないことに賛同し、これについてはスピンオフ・グループの開設を提案した。また、技術的な議論と政治的な議論の継続を支持した。

南アフリカは、次期COP/MOP議長国として、多くの附属書I締約国が議定書の下での第2約束期間の議論に参加する意思を表明していると指摘し、グループでの議論がAWG-KPのマンデートを厳守しているか把握するためのスピンオフ・グループ設置を提案し、多くの締約国の支持を得た。スイスは、スピン

オフ・グループがテキストに関する進捗を図るというマンデートを担うべきだと述べ、インドは、いかなる技術論議もカンクンで定められた政治的な文脈の中で行うべきだと述べた。

スピノフ・グループ設置には幅広い合意が必要だとするAWG-KP Macey議長は、グループのマンデートはAWG-KPの作業計画を土台にすると述べ、議長の修正提案 (FCCC/KP/AWG/2010/18/Add.1)の様々な章でカバーされているテーマ、すなわち: 数値および京都議定書の改正 (I章); 土地利用・土地利用変化・林業(LULUCF) (II章); 柔軟性メカニズム(III章); 方法論バスケット問題 (IV章); および対応措置の潜在的影響 (V章)について、スピノフ・グループを設置することを提案し、締約国もこれを承認した。

LDC (SBI):午前のコンタクトグループでは、LDC専門家グループ (LEG)の作業計画および地球環境ファシリティ(GEF)のガイダンスが焦点となった。

バングラデシュは、LEG作業計画を支持し、国家適応計画 (NAPA)の実施を支援するためGEFに対するガイダンスを明確にする必要があると指摘した。カナダ、ガンビア、オーストラリアおよびソロモン諸島がLEG 作業計画を支持した。

EUは、LEGの作業を進める必要性を認識し、作業計画の議論に集中するよう提案した。オーストラリアは、作業計画の問題の中で優先順位をつける必要があると強調; テクニカルペーパー作成のためのケーススタディを実施するよう提案; LEGがNAPA更新および策定計画への更新内容の統合に集中するよう提案; 専門機関との連携を奨励した。

マラウイは、SBIがGEFに対し、完全な作業計画のために資源を利用できるようにするべく検討することを指示すべきだと述べた。EUは、LEGが毎年の計画のサイクルに基づいて作業を行うよう提案するとともに、GEFへのガイダンスを資金メカニズムに関する議題項目の下で検討すべきだと述べた。ガンビアは、毎年ではなく2年ごとに計画を立てる方が良いと述べた。Sore議長は、資金の懸念は資金メカニズムのコンタクトグループで取り上げる方が良いと示唆した。ノルウェーは、ダーバンの前にGEFへのガイダンスを明確に行うよう推奨し、そうでなければCOP 18までアクションが遅れてしまうと述べた。グループの次回会合までに議長が結論書草案を作成予定。

特権と免責事項 (SBI):特権と免責事項に関する午前のコンタクトグループでは、CDM理事会、適応基金理事会および 遵守委員会からの代表者が、構成された機関に勤める個人の特権と免責事項について調整する必要があると強調し、それぞれの機関の役割への懸念を強調した。

日本は、必要な際はケースバイケースで、構成された機関についての特権と免責事項を協議する権利を有するとの意見を述べた。

ツバルは、特権と免責事項が適用される機関を定めた同国が提案する法的免責措置について強調し、ドイツ国外で業務を行う場合には本部協定の対象とならないため議定書の下での専門家審査チームのメンバーに免責を与える必要があるとも指摘した。

連絡手段については、ツバルおよびジャマイカが特権と免責事項に関する1946年の国連条約から抜粋された全文書・全ペーパーの不可侵性に関する文言ではあらゆる連絡手段が網羅されていないと述べ、電子的な連絡方法について明示的に言及する案を支持したが、EU、カナダおよびオーストラリアが反対を唱えた。電子的な連絡方法についての記載を脚注に入れるべきかどうかという問題も検討された。島田議長は、本件については国連法務部から明確な返答が得られるだろうと指摘した。

先進国の緩和 (AWG-LCA): 午前行われたAWG-LCAでの先進国の緩和に関する非公式協議では、ダーバンの成果の一部として決着すべき問題の特定に焦点があてられた。多くの締約国が先進国の緩和の誓約における野心のギャップを強調し、このギャップを埋めるために野心レベルを引き上げる必要があると指摘した。いくつかの締約国は、野心レベルを単独で検討することはできないが、AWG-KPとAWG-LCAの両交渉トラックを考慮に入れ、この野心のギャップの縮小を手助けするよう全ての国々を参加させるべきだと強調した。

何をもってダーバンの成果とするかという問題については、いくつかの締約国が、緩和の約束について記載した付属書がつけられたCOP決定書を確認したが、他方、議定書締約国である附属書I国のための第2約束期間およびそれに対応する議定書非締約国である附属書I国による約束について強調する締約国もあった。また、締約国によって以下を含める必要性が特定された：市場メカニズムを含め、これらの約束を達成する手段；隔年報告や世界の長期目標の妥当性に関する2013-2015年のレビューを前に第1回報告書のスケジュールを含めた、測定・報告・検証(MRV)のガイドライン；排出量及び除去量に関する国際的なアセスメントおよびレビュー(IAR)のガイドライン；LULUCFおよび市場メカニズム活用に関する明確なルール；および遵守に関する特別作業部会。いくつかの締約国は、ダーバンでの議論を円滑に進めるため、ここボンで文言を作成する必要があると認めた。非公式協議が続けられる。

非附属書I国の国別報告書 (SBI): 午前のコンタクトグループで、非附属書I国の国別報告書に関するSBI結論書向けの主要な要素が取り上げられた。

ブラジルは、G-77/中国の立場から、議論では特定の議題の小項目だけを取り上げるべきだと主張した。EUは、新しく提案した議題小項目が完全に“落とされた”ことへの失望感を表明し、それらの問題についてダーバンで良い成果を出せるよう望むと述べた。

最初に取り上げられた議題小項目は、非附属書I締約国の国別報告書に関する専門家諮問グループ(CGЕ)の作業についてであった。ブラジルは、G-77/中国の立場から、地域別ワークショップの資金難に懸念を示しつつ、CGЕ作業計画の完全実施を求めた。EUは、決定書 1/CP.16 (AWG-LCAの作業の成果)が規定する通りに、CGЕには非附属書I国がもっと頻繁に報告を出すようにする任務があると強調し、CGЕのマンデートがダーバンで再検討されることを想起した。ナイジェリアは、アフリカン・グループの立場から、国別報告書の作成およびCGЕの活動実施に必要な資金供給に焦点をあてるよう提案した。

報告頻度と資金および技術の支援については、G-77/中国が、「共通するが差異ある責任」の原則を踏まえて更に実施を図るべきだと述べた。また、詳細な報告書づくりだけではなく、各国のキャパシティビルディングのためにも支援が必要であると強調した。G-77/中国は、非附属書I国の国別報告書は、条約に基づき、合意済みのコスト全額をカバーする資金の可用性次第であると述べた。EUは、資金提供と非附属書I国の国別報告書の頻度増加との関連性について確認しているカンクン合意の中のテキストを強調した。さらに、EUは、カンクン・マンデートに基づく十分な資金提供に係わるGEFとの議論についてコメントした。ノルウェーは、非附属書I 国の国別報告書をもっと系統的に支援するようGEFに明確なメッセージを与える必要があると強調した。

オーストラリアは、標準化プロセスと簡素化された共通報告様式を支持し、それこそが情報の比較可能性に貢献するものだと強調した。米国は、隔年報告書を提出する国の定義づくりを求め、キャパシティビルディングの目的を含めて明確さと頻度について強調した。G-77/中国は、国別報告書の準備にあたり、非附属書Iの国々がもつニーズの多様さが十分に認識されていないとし、これは合意済み全額費用を満たすための資金提供に係わる条約の要件と一致していないと述べた。SBI結論書草案を作成し、議論は継続の予定。

政府間会合 (SBI): 午前の政府間会合に関する調整についてのコンタクトグループ で、オブザーバー組織の参加問題が取り上げられた。オーストラリアは週の初めに行われた、オブザーバーの参加に関するワークショップの概要を説明。その中で、現在のUNFCCCプロセスにとってオブザーバーの参加がメリットとなっているとの明確な意識について言及し、オブザーバーのさらなる参加によって更に多くの

ものが得られると述べた。また、締約国にはワークショップのレポートで総括された結論を検討するよう要請した。

労働組合NGO団体は、例えば非公式会合へのアクセスといった、ワークショップのレポートにある提案の多くが、今現在行われている会合でも実施可能であると指摘した。企業および産業NGO団体は、協議のアレンジおよび諮問パネルの強化案について好意的な反応が得られたと述べ、希望する団体にはそうした場が利用できるよう開放すべきだと述べた。

先住民組織は、生物多様性条約が先住民の直接参加を促していることを強調し、遺伝資源のアクセスと遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分（ABS）に関する名古屋議定書の採択は、参加が成功につながるという良い事例だと述べ、先住民の参加を促進させる自主型信託基金を求めた。

EUは、次の問題を模索する用意があると述べた：全体会合（プレナリー）、コンタクトグループ、その他のセッションにおけるオブザーバーの発言の増加；オブザーバーへの第1回非公式会合の開放；非公開の会合に関する報告の強化；オブザーバーの意見書提出の機会向上；およびオブザーバーからの技術的なインプットの強化。

オーストラリアは、オブザーバーの発言に必要とされていた事務局への事前申請の廃止を提案し、COPのハイレベル協議に勧告や意見を提出できるようにするために、プラットフォームやダイアログの創設が必要だと指摘した。

ボリビアは、参加のための新たなメカニズムを求め、気候変動に関する地球規模の住民投票が必要だと強調し、“カネが参加動機となってはならない”とも述べた。

REDD+ (AWG-LCA): REDD+についての非公式協議がAWG-LCAの下で行われ、検討課題を特定した。多くの締約国が、資金や市場などカンクン合意で規定された諸問題の検討に専念するという案を支持した。一部の途上国は、幅広い観点から森林関連の様々な局面を集中的に検討する方が良いとの意見を出した。多くの国は可能な資金オプションの検討やその影響、および可能な資金源とメカニズムについて特に強調した。数カ国がセーフガードの重要性を強調した。いくつかの途上国が、導入をめざすREDD+実施の第一段階である森林参照レベル、森林会計および国家戦略等は、特に公的資金と無利子融資に頼るべきだと述べた。また、いくつかの国がグループのREDD+議論は、資金や市場メカニズム等の関連問題に関する他のグループで現在行われている議論に依拠するものだと述べた。

クリーン開発メカニズム(CDM) 理事会の決定に対する控訴(SBI): CDM理事会の決定に対する控訴(アピール)について午後行われた非公式協議では、プロジェクト登録申請の承認・再審査・却下および認証排出削減量(CERs)発行等の手続きに焦点を当てながら、事務局がCDMプロセスの概要を説明した。

今からダーバンまでの論点として: CDM理事会の決定に対する控訴メカニズムの種類、形態、および主な特徴; COP/MOP決定書草案に記載すべき重要な要素および詳細さのレベル; および控訴メカニズムを構築するCOP/MOP決定書草案の準備などがあると挙げられた。

制度的な枠組みについては、特に、必要な専門家の人数および専門知識、およびアピール・パネルの責任主管はどこにあるかという点などが議論された。形態については、専門家名簿から専門家メンバーを選出する責任を担う議長または複数の議長を抱える特別パネル; あるいは、遵守委員会の執行部のような既存の機関を利用する案が締約国より提案された。専門知識については、ほとんどの締約国が専門家には法律か規制についての知識が必要だと述べていたが、専門家にCDMの専門知識が必要だとの意見が出る一方で、それは不用だとの意見もあった。

控訴の範囲については、プロジェクト登録またはCER発行の要請を却下するというCDM理事会の決定だけに限定すべきか、プロジェクト登録またはCER発行要請を承認するという決定についてもカバーすべきか、議論がなされた。進行役により次回会合前にCOP/MOP決定書草案が作成される予定。

損害・被害に関する作業計画(SBI): 損害・被害に関する作業計画について、SBIコンタクトグループが午後行われ、Berman議長により項目 (FCCC/SBI/2011/3 および MISC.1)の紹介があった。

バルバドスは、オーストラリアとともに、ボンで6月5日(日)に開催された損害・被害に対する革新的アプローチに関するセミナーについて報告し、災害リスク軽減戦略では、損害・被害への対応が鍵であり、遅効性および確実性の高い事象に係わる長期的な課題への対応が急務であると述べた。

トンガは、AOSISの立場から、3つの要素(厳しい天気事象の影響、リスク管理、ゆっくりと発現する事象に関連する復興)を強調し、SB 35からSB 37までの間に少なくとも3回のワークショップ開催を提案した。バングラデシュは、COP 18までに損害・被害に対処するためのメカニズムを構築することを呼びかけた。米国は、作業計画で損害・被害を軽減するための活動を強調すべきだと述べ、国家主導のリスク軽減活動を支持した。また、オーストラリア、カナダとともに、制度メカニズムに関する議論は時期尚早だと述べた。ボリビアは、先住民族や脆弱なコミュニティをプロセスに参加させることが重要だと強調した。日本は、損害・被害の科学的、技術的側面に注意を払うべきだと述べた。

サウジアラビアは、COP 18での決定まで、締約国が活動を採択または実施するというマンデートは無いと述べ、セミナーは依然として正式なUNFCCCプロセスの枠外にあると強調した。非公式協議が継続する。

途上国の緩和 (AWG-LCA): 午後にAWG-LCAの下で行われた途上国の緩和に関する非公式協議で、締約国は、ボンでの優先課題、ボンからダーバンまでに取り上げるべき問題、およびダーバンに期待する課題などを特定するよう求められた。

多くの締約国は、ボンでは、各国に適切な緩和行動(NAMA)のための登録簿についての作業に専念するという案を支持した。事務局がNAMA登録簿の設計と役割に関するテクニカルペーパーを作成するよう提案する国もあった。また、二年に一度の途上国の報告書については、各国のGHGインベントリや緩和行動に関する情報の更新作業も含め、今後の仕組みの概略をまとめる必要があるとの意見もあった。途上国の緩和の誓約については、もっと系統立てた方式で提示する必要があると留意する締約国もいくつか見られ、これについては共通報告様式づくりを支持していた。

特に登録簿を通じたNAMAへの支援促進およびMRVのためのモダリティやガイドラインに関して、会合間の専門家による技術的な作業が支持された。また、多くの途上国は、途上国がNAMAを作成する際の支援方法および“支援の促進”の意味合いについて明確にするよう求めた。

ダーバンに期待するものとして、一部の締約国は、非附属書I国の隔年報告のためのガイドライン、ならびに2013年-2015年に予定される世界全体の長期目標の検証のための報告書作成に関するガイダンスの完了および採択を行う必要があると強調した。また、ダーバンにおいて、国際的な協議と分析 (ICA) の主要要素と様式の詳細について詰めるべきだとの提言があった。非公式協議が継続する。

国別適応計画 (NAP) (SBI): 夕方には、APに関するSBIコンタクトグループが開かれ、手短かにスコープや今後の方針についての各国の見解が議論された。Ure共同議長より、各国のNAPとNAPAの相違; NAPに適した要素; NAPの定義に活用できる専門知識やガイダンス;ダーバンの成果に期待するもの; および今後の道筋について、週末にかけて締約国が検討するよう要望があった。

ボリビアは、G-77/中国の立場から、制度的アレンジ強化のためのベストプラクティス; LEGの役割; 技術メカニズムと適応委員会の連携; および国家レベルとの連携を強調した。ガーナは、アフリカン・グループの立場から、オーストラリア、AOSISの立場からバヌアツ、および米国は、LEGからのフィードバックとガイダンスの重要性を強調した。AOSISは、伝統的知識と先住民の知識を含めることを強調した。

REDD+関連の活動のための方法論上のガイダンス (SBSTA): 午後の非公式協議では、REDD+活動を実施する上で決定書 1/CP.16の付属書Iに記載されたセーフガードをどのように取り上げ、尊重するかという点について情報提供を行うシステムについて議論した。

締約国は、各国の事情や規則性、予測可能性、整合性、比較可能性といったシステムの諸原理を取り上げた。

また、一部の締約国は、このシステムは特に、既存の国家制度に立脚; 国家主権の尊重; 先住民や地元コミュニティの参加の確保; 国家戦略への統合; および追加的な負担の回避などを行うべきだと指摘した。多くの締約国が、セーフガードに関してレポートするため、国別報告書の活用を支持し、隔年の報告書の中にもこの情報を入れるという提案もあった。

とりまとめる情報の種類については、国際機関や非政府組織が制作した評価や貴重な経験についての報告に一部の締約国がスポットをあてた。また、国際レベルでの森林製品の需要サイド; 情報に係わる手法と情報源; 法律; 政策; およびガバナンス体制などの情報を特に入れるべきだとの案を支持する締約国もあった。

制度の種類と規模については、おそらくは生態系や地元レベルも含め、必要な情報の種類にあわせて規模を調整すべきだとの意見があった。テキスト案が作成され、協議が継続される。

締約国のダーバンへの期待に関する非公式協議

COP 17およびCOP/MOP 7の議長国となる南アフリカ主催で、ダーバンへの締約国の期待に関するオープンエンドな非公式協議が午後に行われた。南アフリカは、将来世代がダーバンの成果を誇りに思えるように、各国は自国の利害を超え、創造性を発揮しなければならないと強調した。

カーボベルデは、AOSISの立場から、ダーバンが、議定書の第1約束期間の失効前、かつカンクンで合意された新たな約束後の重要なマイルストーンになると述べた。AOSIS、アルゼンチン (G-77/中国)、コンゴ民主共和国 (アフリカン・グループ)、コロンビア (南米諸国)、サウジアラビア (アラブ・グループ)、インド、シンガポール、中国、ベネズエラは、議定書の下で第2約束期間を設定するため、決定書にダーバンの成果を記載しなければならないと強調した。

環境十全性グループ(EIG)の立場から、スイス、そしてニュージーランドが、議定書の第2約束期間に関する合意には、LULUCFのアカウントティングと市場メカニズムに関する技術的な問題の解決が必要だと強調した。

G-77/中国、AOSIS、シンガポール、中国、インド、ベネズエラは、カンクン合意をバランスよく運用可能にすることがダーバンの第2の重要な成果であると主張した。AOSISは、すべての締約国の緩和の野心の引上げ; 損失・被害に関する作業計画; 世界全体の長期目標の厳密な審査; 適応委員会の“完全制度化”; 究極目標として法的拘束力を有する新たな合意の採択等が、特に重要だと強調した。EIGは、コロンビアとともに、ダーバン・パッケージには、AWG-LCAの成果という法的な形式に関する合意が必要だと強調した。日本、米国、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアは、カンクン合意の運用開始をダーバンの確たる成果の礎とすることを主張し、ICAおよびIARを含めたMRVの枠組みの重要性を強調、すべての主要排出国による行動が必要だと述べた。

EUは、ダーバン・パッケージの中心的な要素として: 野心のギャップを埋めること; 2013年以降の法的拘束力を有する包括枠組みに向けた一歩として法的オプションに関する妥協案の合意; MRV枠組みを含むカンクン合意の運用開始; バランス良いパッケージに照らして議定書の第2約束期間を設定すること等を挙げた。

アラブ・グループは、対応措置に関する常設委員会を求めた。ボリビアは、市場メカニズムに反対し、先住民と自然の権利を強調した。

オーストラリアは、ダーバンの成果として達成可能な要素4点: 法的拘束力を有する条約の交渉のための合意; MRVの枠組み; 農業、食糧安全保障、水を含めた適応の枠組みの運用開始; グリーン気候基金、REDD+、技術メカニズムの新制度と新たな市場メカニズムの制度化について述べた。ニュージーランドは、ダーバンで新たな市場メカニズムの創設に関する議論を進展させるべきだと述べ、農業に関する作業計画の立ち上げを求めた。

インド、ベネズエラ、アラブ・グループは、ダーバン会合前に事前会合を行う案を支持した。EUは、秋に政治的な議論に加えて、技術的な専門家会合を開催することを提案した。日本は、会合間に追加会合を実施することは効果的だと述べた。

南アフリカは、各国の関心度の高さから、来週にも協議を再開すると述べた。また、締約国には、今度のCOP議長国による“政治的なガイダンス作業”が必要な項目リストから技術的問題を取り除き、問題解決にあたるよう両AWGと補助機関に委任するよう勧告した。また、事前会合として、ダーバンまで毎月テーマを設定した会合 [緩和パッケージ(6月); 緩和フォローアップ (7月); 資金 (8月); 技術とキャパシティビルディング (9月); 政治レベルの取り組み (10月); 共有ビジョンと法的オプション (11月)]を含め、関係者と専門家との協議を開催するとの計画案についても説明した。さらに、困難な問題でも妥結



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb34/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

するため、これら協議は3つの閣僚級会合を伴う閣僚会議に対する情報として供されると述べた。また、南アフリカはダーバンまでに1回、会合間会合を開催する必要があると認識した。

廊下にて

ボン気候変動会議の第1週目の終わりには、Maritim Hotelのムードは週初めよりも目立って活気づいていた。一日に約30のコンタクトグループ会合や非公式協議が予定されており、何もやることが無いと不満をこぼす参加者はもはや見られない。かわりに、一度に似たような会合を掛け持ちして複数の会場を飛び回る姿が見られた。

オブザーバー組織に特定の非公式会合への参加を認めるかという問題を含む、オブザーバー組織の参加向上策についても議論が続けられた。すでに、REDD+の方法論上のガイダンスに関するSBSTAのグループや附属書 I 国のインベントリ向けのUNFCCC報告ガイドライン修正に関するSBIのグループ等、一部の非公式グループはオブザーバーに門戸を開放することを決めた。南アフリカも、締約国のダーバンに向けた期待に関する非公式協議に、あらゆる人の参加を歓迎したが、一部の国が密室会議のスタイルを維持する方がいいと主張したと伝えられている。

全体的に見ると、NGO/セキュリティ関係主催パーティや日曜日のオフの準備のために会議場をあとにする参加者の多くが、ダーバンに向け、慎重ながらも楽観的な観測を抱いているようであった。あるインサイダーは、“以前よりも全グループの議長たちの関与を高めるという次期議長国のアイディアがいいと思う”と新しい作業方法について 熱く語る。ボンとダーバンとの間に南アフリカが予定している様々なレベルでの多くの会合に感心する者も多い。とはいえ、今後5ヶ月間の作業量を思うと“ブレッシャーで圧倒されそうな気分 “との声も聞かれた。ある交渉官は、2、3日前よりも断然明るい雰囲気だが、個人的にはダーバンへの期待感を抑えていると話していた。

GISPRI仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Aaron Leopold and Anna Schulze. The Editors are Robynne Boyd and Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2011 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI) and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Specific funding for the coverage of this workshop has been provided by the UNFCCC Secretariat. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., #11D, New York, NY 10022, United States of America.